

工事現場等における施工体制の確認要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保を図るため、施工体制の確認事項、確認方法及び不適切な事実に対しての対処等を統一化するなど、公共工事の適正かつ確実な実施をするため必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、市が発注する工事で下請契約を締結した土木工事等において適用する。

(確認者)

第3条 施工体制の確認（第10条から第14条まで）については、担当監督員及び総括監督員（以下「監督員等」という。）が行うものとする。

- 2 施工体制の確認は、原則として複数人で行うものとする。
- 3 施工体制の確認は、施工体制チェックポイントの項目について行うものとする。

(所属長への報告)

第4条 監督員等は、施工体制の確認を行った場合、その内容等を所属長に報告しなければならない。

- 2 監督員等は、施工体制の確認により不備又は疑義がある旨を確認した場合、所属長にその概要を付して報告しなければならない。
- 3 所属長は、前項の報告を受けた場合、監督員等に対し適切な指示を行い、施工体制の適正化を図るものとする。
- 4 所属長は、第2項の報告のうち一括下請負の疑義のある旨の報告を受けた場合、必要に応じて当該工事の関係者に対して聞き取り調査を実施するものとする。

(受注者への是正要求)

第5条 監督員等は、施工体制に不備がある旨を確認した場合は前条第3項における所属長の指示に基づき受注者に対して是正要求を行うものとする。

- 一 軽微な不備においては、指示書により是正要求を行うものとする。
- 二 重大若しくは悪質な不備においては、所属長名の書面により是正要求を行うものとする。また、前号による是正要求後10日以内に是正措置がとられない場合においても同様の是正要求を行うものとする。

- 2 受注者は、前項による是正要求があった日から10日以内に是正を行い、その状況を監督員等に報告しなければならない。
- 3 監督員等は、前項の報告を受けた場合、速やかに是正状況を確認し、その状況を所属長に報告しなければならない。

(聞き取り調査)

第6条 所属長は、第4条第4項により聞き取り調査を必要と認めた場合は聞き取り調査を適切に行う者（以下「調査員」という。）を選任し、聞き取り調査の実施を指示するものとする。

- 2 聞き取り調査は、調査員が複数人で行わなければならない。
- 3 調査員は、当該工事関係者に対して聞き取り調査を実施し、一括下請負の事実についての詳細を調査するものとする。
- 4 調査員は、聞き取り調査の結果等を所属長に報告しなければならない。

(工事中止・契約解除)

第7条 発注機関の長は、第5条第1項第二号による是正要求後10日以内に是正措置がとられない場合、若しくは前条による聞き取り調査により一括下請負と疑うに足りる事実を確認した場合は関係課所と必要に応じ協議のうえ、和光市建設工事標準請負契約約款（以下「工事請負約款」という。）第20条第2項に基づき工事を中止させるものとする。ただし、安全上緊急を要する等の理由がある場合は、直ちに工事を中止させるものとする。

- 2 発注機関の長は、前項による場合は関係課所と必要に応じ協議のうえ、工事請負約款第46条に基づき契約を解除するものとする。

(財政課長への報告)

第8条 所属長は、第5条第1項第二号による是正要求後10日以内に是正措置がとられない場合、若しくは第6条による聞き取り調査により一括下請負と疑うに足りる事実を確認した場合、財政課長へその内容等を報告しなければならない。

財政課長は、その内容が事実に相違ないことを確認した場合には、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通省又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。（建設業許可官庁への通知）。

(工事成績への反映)

第9条 監督員等は、施工体制の確認を通じて受注者に不適切な点があった場合に

は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映させるものとする。

(入札・契約手続における監理技術者等の確認)

第10条 発注機関の長は、一般競争入札等による工事の場合には入札前に配置予定監理技術者等の専任の確認、所属会社の確認、資格者証保持の確認（以下「専任等の確認」という。）を行うものとする。

2 発注機関の長は、前項のうち議会の議決に付すべき工事の場合には入札後契約前に配置予定監理技術者等の専任等の確認を行うものとする。

3 前項以外の工事においては、契約後、着工前に監理技術者等の専任等の確認を行うものとする。

(CORINS登録の確認)

第11条 工事实績情報システム(CORINS)に基づき、受注者が作成する「登録のための確認とお願い」の内容を事前に確認するとともに、CORINS登録後に発行される「登録内容確認書」の写しを受注者から受領するものとする。

(施工体制台帳の確認)

第12条 施工体制台帳の確認は、工事着工前に受注者に施工体制台帳の写しを提出させて行うものとする。また、工事着工後、施工体制に変更が生じた場合には変更が生じる毎に変更書類を提出させ確認を行うものとする。

(工事現場における標識等の確認)

第13条 工事現場における標識等の確認については、工事施工中に行うものとし、工事着工当初及び施工体制に変更が生じる毎に行うものとする。

(工事現場における施工状況の確認)

第14条 工事現場における施工状況の確認については、工事施工中に適宜行うものとする。ただし、疑義等が生じた場合、必要に応じ確認頻度を増すものとする。

附 則

この要領は平成27年4月1日から施行する。